

本庁舎等の開庁時間の短縮（案）

1. 目的

職員の働き方改革の推進及び業務の効率化を図るとともに、限られた人員体制の中で持続的に質の高い市民サービスを提供することを目的とし、開庁時間短縮に向けた方針を定める。

2. 現行の開庁時間と課題

(1) 現行の開庁時間

| 分類 | 施設名 | 開庁時間等 |
|--------|------------------------------|----------------------------------|
| 1.本庁舎等 | 本庁舎、保健センター、水道庁舎、給食センター、内間木支所 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 2.出張所 | 朝霞台出張所、朝霞駅前出張所 | 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間開所日は午後8時まで |
| 3.その他 | 上記以外の常勤職員が勤務する施設 | ※休所日は各施設で規定 |

(2) 課題

- ・時間外勤務の縮減
- ・デジタル手続きの拡充や窓口業務のオンライン化
- ・会計年度任用職員の適正配置
- ・財政負担の軽減
- ・環境への配慮

3. 開庁時間短縮の基本方針

- ・市民サービスの水準の確保に努めるとともに、職員の負担軽減を図り、持続可能な市役所を目指す。
- ・来庁者の利用実態に基づいた効率的な開庁時間を設定する。
- ・オンライン等、代替手段を拡充し、利用者の利便性を確保する。

4 取組内容

(1) 開庁時間変更

- ・対象施設（電話対応についても開庁時間に合わせる）
 1. 本庁舎等（本庁舎、保健センター、水道庁舎、給食センター）
午前8時45分～午後4時（90分短縮）
 2. 支所、出張所
 - ・内間木支所
午前8時45分～午後4時45分（45分短縮）
 - ・朝霞台出張所、朝霞駅前出張所
午前8時45分～午後4時45分（45分短縮）
【夜間開所日】
午前8時45分～午後7時30分（45分短縮）
 3. その他の施設
変更なし

(2) 市民への対応策

広報等による事前周知、オンライン手続きや予約制窓口の拡充

5 取組内容実施による時間外勤務縮減効果見込み

時間数 約5,700時間（開庁時間短縮対象外の部署を除く）

金額 約1,540万円

※令和6年度比約9.0%減（令和6年度時間外勤務総時間数63,029時間）

6 効果の検証

開庁時間短縮施行開始後、効果測定（来庁者数の変化、時間帯別分布、職員の時間外勤務の変化等）を行う。

7 今後のスケジュール

| 時期 | 内容 |
|----------|-----------------------|
| 令和8年1月 | 政策調整会議・庁議 |
| 令和8年2月 | 議員への説明（全員協議会） |
| 令和8年3月から | 市民への事前周知（広報、市ホームページ等） |
| 令和8年5月 | 関連規則等改正 |
| 令和8年7月 | 試行実施 |
| 令和8年10月 | 効果測定 |
| 令和9年1月 | 本格実施 |

8 留意事項

- ・利用者への影響を最小限とするため、十分な周知期間を確保する。
- ・職員が実施目的を理解し、業務の効率化を一層進め、市民サービスの質の向上に努めるとともに、時間外勤務の縮減を実現する。

9 参考資料

- ・公共施設の開庁時間変更に伴う影響調べ 調査結果

公共施設の開庁時間変更に伴う影響調べ 調査結果

1 調査目的

開庁時間を短縮する対象施設や、短縮する時間帯等を決定する際の根拠資料とするため。

2 調査期間

令和7年7月22日（火）から7月28日（月）のうち5日間

3 調査内容

窓口来庁者数、電話対応件数等

4 調査結果及び区分

調査期間中の来庁者数および電話対応件数について、表1の時間区分で集計した。

【表1】

| 時間 | 備考 |
|------------|------|
| 午前8時30分～9時 | 15分毎 |
| 午前9時～午後4時 | |
| 午後4時～5時15分 | 15分毎 |
| 午後5時15分～6時 | |
| 午後6時～9時 | 1時間毎 |
| 午後9時～9時30分 | |

5 分析の考え方

新たな開庁時間の候補を表2とし、現在の勤務時間（午前8時30分～午後5時15分）に占める暫定開庁時間の割合と、来庁者および電話対応の時間帯別の対応割合を比較し、適正な短縮時間について検討した。

6 暫定開庁時間の設定

【表2】

| 暫定開庁時間 | 短縮時間 | 勤務時間に占める割合 |
|-----------------|------|------------|
| 午前9時～午後4時 | 105分 | 80.0% |
| 午前9時～午後4時15分 | 90分 | 82.9% |
| 午前9時～午後4時30分 | 75分 | 85.7% |
| 午前8時45分～午後4時 | 90分 | 82.9% |
| 午前8時45分～午後4時15分 | 75分 | 85.7% |
| 午前8時45分～午後4時30分 | 60分 | 88.6% |

7 調査対象施設の分類

調査における施設の分類は以下のとおりとした。

| 分類 | 施設名 | 開庁時間等 |
|--------|------------------------------|----------------------------------|
| 1.本庁舎等 | 本庁舎、保健センター、水道庁舎、給食センター、内間木支所 | 午前8時30分～午後5時15分 ※開庁日は平日 |
| 2.出張所 | 朝霞台出張所、朝霞駅前出張所 | 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間開所日は午後8時まで |
| 3.その他 | 上記以外の常勤職員が勤務する施設 | ※休所日は各施設で規定 |

8 本庁舎等における結果（概要）

本庁舎等においては、暫定開庁時間ごとに、現在の勤務時間に占める割合および来庁者数・電話件数の割合を比較した結果、表3のとおりとなった。

【表3】

| 暫定開庁時間 | 本庁舎における現在の勤務時間に占める割合 | | |
|-----------------|----------------------|-------|-------|
| | 暫定開庁時間 | 来庁者数 | 電話件数 |
| 午前9時～午後4時 | 80.0% | 82.5% | 77.4% |
| 午前9時～午後4時15分 | 82.9% | 85.7% | 81.7% |
| 午前9時～午後4時30分 | 85.7% | 88.6% | 85.5% |
| 午前8時45分～午後4時 | 82.9% | 85.2% | 81.7% |
| 午前8時45分～午後4時15分 | 85.7% | 88.3% | 86.1% |
| 午前8時45分～午後4時30分 | 88.6% | 91.2% | 89.8% |

本庁舎等では、暫定開庁時間ごとに、現在の勤務時間に占める割合と、来庁者数・電話件数の割合を比較した。その結果は表3のとおりであり、多くの案で「勤務時間に占める割合」を「来庁者数・電話件数の割合」が上回るか、近い水準となっている。

特に「午前8時45分～午後4時」の場合、勤務時間に占める割合は82.9%であるのに対し、同時間帯の来庁者数は全体の85.2%、電話件数は81.7%となっており、勤務時間に対する暫定開庁時間の割合と大きな乖離はみられない。

これらから、本庁舎等では開庁時間を一定程度短縮しても、市民利用への影響は相対的に小さく、時間外勤務の縮減や業務効率の向上などの効果が期待できると考えられる。

9 総括

本調査では、来庁・電話対応の実態を時間帯別に把握し、複数の暫定開庁時間案における利用実績のカバー状況を検証した。その結果、以下の点が明らかになった。

・本庁舎等の開庁時間短縮の妥当性

本庁舎等では、「午前8時45分～午後4時」をはじめとする暫定開庁時間案において、勤務時間に占める割合と、来庁者数・電話件数の割合が概ね近い水準となっている。市民利用への影響は一定程度生じるものの、時間外勤務の縮減や業務効率の向上といった効果の方が相対的に大きいと評価でき、本庁舎と同様の分類にある保健センター、水道庁舎、給食センターについても、同様の短縮が可能と考えられる。

・内間木支所への影響と効果の限定性

内間木支所では、来庁者数・電話件数とも少なく、「開所直後や閉所直前の来庁者は通常少ないため、大きな影響はない」との現場回答が得られている。このことから、開庁時間短縮による市民への影響は比較的小さい一方で、得られる効果も限定的であると考えられる。

・出張所における時間外勤務縮減と夜間需要

朝霞台出張所および朝霞駅前出張所では、来庁者数は多く、閉所時間間際の対応により「30分程度の時間外勤務が生じている」との回答があるため、閉所時間の繰上げにより、時間外勤務縮減が期待される。一方、調査期間中における夜間開所日の午後5時15分以降の来庁者数は、朝霞台出張所56人、朝霞駅前出張所47人と一定の需要が認められており、夜間開所の在り方については、利用実績を踏まえた慎重な検討が必要である。

・その他施設の取扱い

その他の施設については、施設ごとに利用実態や既存の勤務時間・開所時間設定が異なっており、一律の短縮は適当でない。設置目的や提供サービスの性質を踏まえると、当面は開所時間を現状維持とし、個別の状況を踏まえた見直しが望ましい。

市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）

資料7

令和6年度に実施した基本設計の内容を踏まえて、令和7年度に取り組んでいる実施設計において、以下の項目を改修内容に追加することとする。

■追加項目

市民ホール階段の撤去

本庁舎本館市民ホールから2階（収納課脇）に通じる階段を撤去し、市民ホールの拡幅を行う。

目的：現在、市民ホールにおいて、各課事業によるパネル展や、各種団体による展示販売などを行っているが、当該イベント実施の際に、待合スペースや来庁者動線への干渉・混雑が見られることから、市民ホールを拡幅し、発信・交流スペースの拡充を行う。

検証：・令和7年8月18日から9月5日までの3週間の階段利用者数を確認
（開庁時間内のみ、昇り・降りの合計として）

来庁者：2,508人（167.2人/日、およそ18.5人/時間）

職員：863人（57.5人/日、およそ6.3人/時間）

・令和6年度は、毎月何らかのパネル展が行われているほか、およそ年間80回の展示販売が行われている。

議会傍聴席入口のトイレ改修

傍聴席入口に1室ある多目的トイレを改修し、男女各1室ずつ洋式トイレを設置する。

目的：現在、多目的トイレを設置しているが、傍聴席までの動線は階段しかなく、車椅子利用者等は本館のエレベーター等を利用して議場棟に来られるため、当該多目的トイレを利用しないことから、傍聴者が利用しやすいように男女別のトイレとする。

■「参考」改修概要（基本設計時に検討していた内容）

建築

- ・本館 [議場棟]・別館 屋上改修
- ・本館・別館 トイレ改修
- ・本館 エレベーター改修
- ・本館・別館 階段手すり改修
- ・別館 出入口風除室設置
- ・議場棟 廊下床改修
- ・議場 映像・音響設備改修
- ・廊下の拡幅 等
- ・外壁改修
- ・別館 1階バリアフリースイレ改修
- ・本館 共用部廊下・階段内装改修
- ・本館 事務スペース床改修（OAフロア）
- ・地階 厚生室改修（シャワー室設置含む）
- ・議場 傍聴席車椅子対応（車いす用リフト）
- ・電気・設備改修に伴う外構工事

電気

- ・キュービクル（受変電設備）改修
- ・本館・別館 庁内ネットワーク wi-fi 化 等
- ・非常用照明蓄電池交換

機械

- ・トイレ改修（給排水管主管交換含む）
- ・本館（1、2階）・議場棟 空調改修
- ・中庭雨水排水改修
- ・本館 換気設備改修 等

